

住 所 富山市桜町1丁目1番36号
 事業者名 富山地方鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中 田 邦 彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全駅	駅設備改修時には、スロープ・手摺等を設置し安全で円滑に個利用いただける様配慮する。(2022年度)	駅設備の整備状況を調査し、現状把握を行った。(2021年度)

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運行情報の提供	弊社ホームページ等を用いた運行情報の提供を行う。(2022年度)	ウェブサイトでの運行情報の提供の実施。(2021年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗車補助サービスの提供	事前に高齢者や障害者等の利用者よりご連絡を受けた場合、駅員・乗務員が協力して乗降支援を行う。(2022年度)	携帯式スロープを新たに2基導入した。(2021年度)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設のウェブ掲載	駅設備のバリアフリー状況等の情報を自社及び沿線自治体等のウェブサイト等への掲載を実施し、最新の情報提供を行う。(2022年度)	最新の状況への更新を行った。(2021年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅員教育の実施	全社員を対象とした、接遇向上キャンペーンの実施。移動円滑化を図るための研修の実施。(2022年度)	年4回の接遇向上キャンペーンを実施した。(2021年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
個別訪問事業の実施	沿線住民への戸別訪問事業を継続的に実施し、駅設備等の情報を提供する。(2022年度)	沿線約200世帯へ訪問し、直接の情報提供等を行った。(2021年度)

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> 沿線自治体及び関係機関（障害者施設等）との意見交換等を実施し、連携したサービスの提供を継続的に実施していく。 利用者からいただいたご意見を社内でも共有するとともに、対応についての教育・訓練を継続的に実施していく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページへの掲載

(4) その他

特になし

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和5年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無					
																				基	基	基	箇所	
電鉄富山	本線	富山市	6,720			○	3	3	1	基	(1)	1	箇所	(1)			×	○	×	3	○			
稲荷町	本、不二越	富山市	1,028				3										×	○	×					
新庄田中	本	富山市	147	○		○	1	1									—	—	—	1	○			
東新庄	本	富山市	803	○—			2	1									×	×	×					
越中荏原	本	富山市	1,670	○—		○	1	1									○	○	×					
越中三郷	本	富山市	448	○			2										×	×	—					
越中舟橋	本	中新川郡	497	○—			2	1									×	○	—					
寺田	本、立山	中新川郡	304				3										×	×	—					
越中泉	本	中新川郡	55	○			1										—	—	—					
相ノ木	本	中新川郡	202	○			1										—	—	—					
新相ノ木	本	中新川郡	125	○		○	1	1									○	—	—		○			
上市	本	中新川郡	1,657			○	2	2									×	×	×					
新宮川	本	中新川郡	92	○		○	1	1									×	—	—					
中加積	本	滑川市	229	○			2										—	—	—					
西加積	本	滑川市	50	○			1										—	—	—					
西滑川	本	滑川市	273	○—			1										×	×	—					
中滑川	本	滑川市	676	○—		○	1	1									○	○	—					
滑川	本	滑川市	306	○			1										—	—	—					
浜加積	本	滑川市	86	○			1										—	—	—					
早月加積	本	滑川市	100	○			2										—	—	—					
越中中村	本	滑川市	6	○			1										—	—	—					
西魚津	本	魚津市	127	○			2										×	—	—					
電鉄魚津	本	魚津市	501	○—		○	1	1	1	(1)							○	○	—		○			
新魚津	本	魚津市	1,269	○—			1										×	×	×					
終田	本	魚津市	773	○—			1										○	—	—					
電鉄石田	本	黒部市	213	○			2										○	—	—					
電鉄黒部	本	黒部市	633				2										×	○	×					
東三日市	本	黒部市	312	○			1										×	×	—					
荻生	本	黒部市	63	○—		○	1	1					○				○	—	—	1	○			
長屋	本	黒部市	22	○			1										—	—	—					
新黒部	本	黒部市	251	○—		○	1	1					○				○	—	—	1	○			
吉山	本	黒部市	65	○			2										—	—	—					
若栗	本	黒部市	53	○			1										—	—	—					
柳屋	本	黒部市	68	○			1										—	—	—					
浦山	本	黒部市	222	○			1										×	—	—					
下立口	本	黒部市	43	○		○	1	1									—	—	—					
下立	本	黒部市	74	○			1										—	—	—					
愛本	本	黒部市	205	○			1										—	—	—					
内山	本	黒部市	162	○			2										—	—	—					
音沢	本	黒部市	81	○			1										—	—	—					
宇奈月温泉	本	黒部市	706			○	1	1	2	(2)							○	○	×	1	○			
稚子塚	立山	中新川郡	61	○			1										—	—	—					
田添	立山	中新川郡	40	○			1										—	—	—					
五百石	立山	中新川郡	723	○—		○	2	2									○	○	×		○			
榎町	立山	中新川郡	345	○			1										×	—	—					
下段	立山	中新川郡	84	○			1										×	—	—					
釜ヶ淵	立山	中新川郡	220	○			1										×	—	—					
沢中山	立山	中新川郡	64	○			1										—	—	—					
岩崎寺	立山、上滝	中新川郡	349	○—			3										○	×	—					
横江	立山	中新川郡	45	○			1										—	—	—					
千垣	立山	中新川郡	99	○			1										×	—	—					
有峰口	立山	富山市	72	○			1										×	—	—					
本宮	立山	富山市	36	○			1										×	—	—					
立山	立山	中新川郡	329	○—		○	2	2									×	○	×					
栄町	不二越	富山市	134	○		○	1	1					○				—	—	—	1	○			
不二越	不二越	富山市	296	○—		○	1	1									×	—	—					
大泉	不二越	富山市	168	○			1										×	—	—					
南富山	不二越、上滝	富山市	881				1										○	×	×					
朝葉町	上滝	富山市	95	○			1										—	—	—					
上堀	上滝	富山市	234	○—			1										—	—	—					
小杉	上滝	富山市	317	○—			1	1									—	—	—					
布市	上滝	富山市	218	○			1										×	—	—					
開発	上滝	富山市	261	○			1										—	—	—					
月岡	上滝	富山市	108	○			1										—	—	—					
大庄	上滝	富山市	178	○			1										×	—	—					
上滝	上滝	富山市	289	○			1										×	—	—					
大川寺	上滝	富山市	111	○			1										×	—	—					
(合計) 計 駅				60駅		7駅	16駅	88	24	3 3 4	駅 基	1 1 1	駅 基	0駅 0基	14 14	16(16)	箇所	3駅	0駅	12駅	10駅	0駅	6箇所	9駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。